

9. 福祉用具について

(1) 福祉用具貸与サービスの適切な利用について

平成18年4月に改正介護保険法が施行され、その中で福祉用具貸与についても「真に必要とする者」に対し、福祉用具貸与サービスの提供を行うことを徹底した制度見直しを行い、平成19年4月にも運用の一部見直しを行ったところである。

これらの制度見直しの趣旨は、制度の基本理念である「自立支援」の趣旨や、介護保険制度が保険料や税財源で賄われていることを踏まえ、利用者の状態像に応じて必要なサービスが提供されるよう行ったものである。

言い換えれば、軽度者であることをもって一律的にサービス制限を行うのではなく「真に必要とする者」に対して適切な福祉用具貸与サービスが提供されるよう見直しを行ったものである。

今般、福祉用具サービスの見直しについて改めて周知させて頂くので、引き続き適切な運用がなされるようご尽力頂くとともに、貴管内市町村、指定事業所等へ周知されるようお願いしたい。

○ 見直しの概要について

平成18年4月の制度見直しの概要については、すでに「福祉用具貸与費及び介護予防福祉用具貸与費の取扱い等について」(平成18年8月14日付け事務連絡)において別添パンフレットとしてお送りしたところである。

今般、制度見直しについてより周知を図る観点から、平成19年4月の運用の一部見直しの内容も踏まえたパンフレットを新たに作成した。福祉用具貸与サービスがより有効に利用されるよう、管内の市町村、指定(介護予防)福祉用具貸与・販売事業所等の指定(介護予防)居宅サービス事業所、指定居宅介護支援事業所、地域包括支援センター、介護実習・普及センター等への配布等を通じ、利

用者をはじめ関係者に対して制度見直しの内容が適切に理解されるよう、積極的に活用いただきたい。(別添1)

(2) 福祉用具における安全性の確保等について

ア 改正消費生活用製品安全法の施行について

平成19年5月14日から改正消費生活用製品安全法が施行され、「製品事故が起きた場合の報告・公表」が義務づけられたところであり、概要は以下のとおりである。

【改正消費生活用製品安全法の製品事故の報告・公表制度の概要】

① 報告（新設）

死亡、重傷、火災などの重大な製品事故が発生した場合、メーカーや輸入事業者は、国に事故報告を実施（義務）し、国は情報を的確に把握します。

② 公表（新設）

国は、事故情報を収集・分析し、その結果を広く国民に公表して、第二の重大事故を防止します。

③ 命令

国は、メーカーや輸入事業者に安全でない製品の製造や輸入を禁止をしたり、回収するよう命令します。

<経済産業省HPより抜粋>

同法においては、「一般消費者の生活の用に供される製品」が対象とされており、福祉用具も同法の対象とされている。

今般の改正により、具体的には、福祉用具の利用により、死亡、重傷、火災等の事故が生じた場合には、メーカー等は当該内容を経済産業省へ報告し、経済産業省はその事故の情報を（製品に起因する事故でないことがあきらかな場合を除き、）公表することとされたものである。

当方からも、「福祉用具使用の際の重大製品事故発生に関する注意喚起のお願いについて」（平成19年10月26日付け事務連絡）、「福祉用具使用に際しての安全性の確保等について」（平成20年1月7日付け事務連絡）、「株式会社ベルーナが輸入した電動ベッドの無償改修について」（平成20年2月6日付け事務連絡）及び「介護ベッド用手すりによる重大製品事故について（注意喚起）」（平成20年2月15日付け事務連絡）において、福祉用具等の事故についての注意喚起とともに福祉用具利用にあたっての安全性の確保等について、改めて周知させて頂いたところである。

各都道府県におかれては、同法の内容及び当該事故情報にご留意されるとともに、福祉用具が適正に利用されるよう関係者への周知にもご協力をお願いしたい。

また、福祉用具に関する情報を掲載する団体について一覧を作成したのでご参考にされたい。（別添2）

イ 福祉用具専門相談員の活用について

福祉用具は、利用者が正しく使用することにより、はじめて適切な効果を得られるものである。

そのため、福祉用具サービスの提供に当たっては、当該製品自体の安全性の確保はもとより、利用者が正しく使用することができるように、福祉用具に関し十分な知識・技術を有する者が支援を行うことが重要である。

運営基準上、福祉用具専門相談員は、福祉用具の導入時に利用者の身体の状況等に応じて福祉用具の調整を行うとともに、使用方法等を記載した文書を利用者に交

付し、十分な説明を行った上で、安全性の確保を目的に、利用者の正しい福祉用具の使用方法に対する理解を支援するため、必要に応じて利用者に実際に福祉用具を使用させながら使用方法の指導を行うこととされている。

また、導入後においては、福祉用具専門相談員は、利用者等からの要請等に応じて、貸与した福祉用具の使用状況を確認し、必要な場合は、使用方法の指導、修理等を行うこととされている。

福祉用具の適切な利用を進めるためには上記に加え、介護支援専門員や訪問介護員等の利用者の状況を把握し得る者と福祉用具専門相談員が福祉用具の使用状況に関する情報を共有し、福祉用具使用に際しての安全性の確保を日常的に行うことが必要である。

各都道府県におかれては、福祉用具使用に当たっての安全性を確保するため、福祉用具専門相談員の積極的活用について、指定介護サービス事業所や指定居宅介護支援事業所へ周知頂きたい。

(3) 福祉用具専門相談員指定講習について

福祉用具専門相談員指定講習については、平成18年度より福祉用具専門相談員を政令に位置づけるとともに、指定講習の指定事務等について各都道府県毎に行うよう見直しを行ったところであるが、皆様方のご協力により円滑に施行されており、感謝申し上げます。

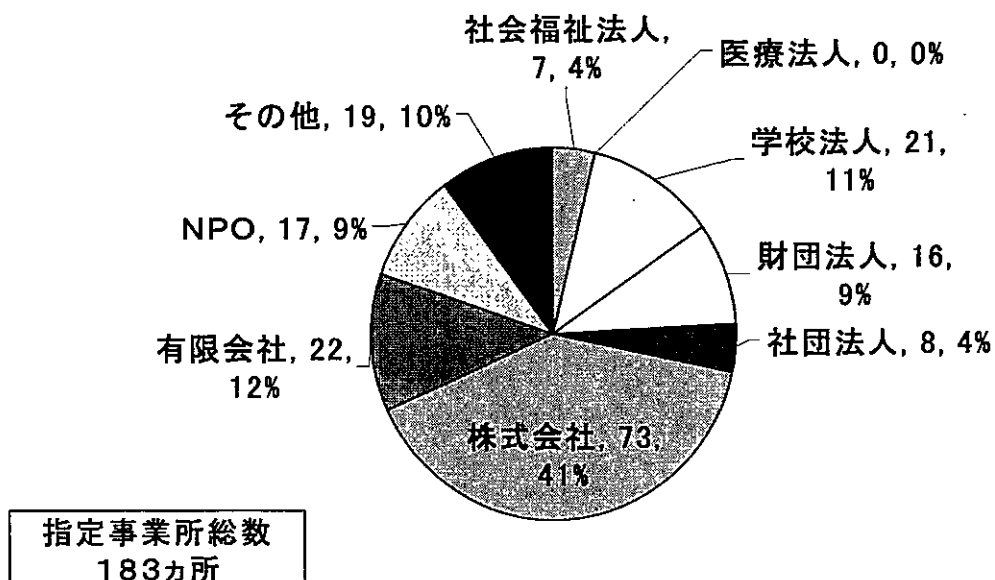
今般、平成18年2月19日の全国介護保険・高齢者保健福祉担当課長会議にご案内したとおり、福祉用具専門相談員における指定講習会に係る状況について、皆様方のご協力により以下のとおり取りまとめたので参考にされたい。

今後とも、福祉用具専門相談員指定講習の指定事務・指導監督等の円滑な施行にご尽力頂くようお願いしたい。

なお、今後も指定講習の状況等について適宜、情報収集を予定しているのでご協

力頂くようお願いしたい。

福祉用具専門相談員指定講習事業所実施主体（平成18年度実績）



福祉用具専門相談員指定講習会開催状況について（平成18年度実績）

計画回数	実施回数	受講者数	修了者数
586回	559回	11,069人	10,435人

※厚生労働省老健局振興課調べ

軽度の方への福祉用具貸与サービス

平成18年4月、福祉用具貸与サービスの制度が変更され、平成19年4月に一部運用の見直しが行われました。

制度変更の趣旨は？

- 介護保険は、保険料や税金によりみんなで支えられている制度です。また、福祉用具貸与サービスは、もともと、「便利だから」利用するというものではなく、身体の状態に応じて必要と判断された方が利用できるサービスです。
- 今回の制度変更は、こうした趣旨を徹底するためのものです。

変更の内容は？

各種目ごとの保険給付一覧表

	軽度者の方	中重度者の方
車いす及び車いす付風呂	福祉用具を必要とする状態である場合、保険給付可能	保険給付可能
特殊寝台及び特殊寝台付風呂	福祉用具を必要とする状態である場合、保険給付可能	保険給付可能
床ずれ防止用具及び体位変換器	福祉用具を必要とする状態である場合、保険給付可能	保険給付可能
認知症老人徘徊感知機器	福祉用具を必要とする状態である場合、保険給付可能	保険給付可能
移動用リフト（つり具の部分を除く）	福祉用具を必要とする状態である場合、保険給付可能	保険給付可能
手すり	保険給付可能	保険給付可能
スロープ	保険給付可能	保険給付可能
歩行器	保険給付可能	保険給付可能
歩行補助具	保険給付可能	保険給付可能

- 制度変更の対象となるのは、福祉用具のうち、車いす、特殊寝台、床ずれ防止用具、体位変換器、認知症老人徘徊感知機器、移動用リフト（つり具の部分を除く）です。
- これらの福祉用具について、軽度者の方（要支援者・要介護1）については、原則として介護保険での保険給付は行われません。
- ただし、福祉用具を必要とする状態である場合については、介護保険での保険給付を受けることが可能です。（左表太枠参照）

軽度者の方であっても、身体状況に照らし福祉用具を必要とする状態に該当すれば、引き続き保険給付を受けることが可能です。

福祉用具を必要とする状態とは？

- 保険給付の対象となるための条件は、各種目ごとに客観的に定められています。（次頁参照）
- 原則として、要介護認定データを利用して身体状況などを客観的に判断した結果、福祉用具を必要とする状態である方は、介護保険による福祉用具貸与サービスを利用できることとされています。
- また、あてはまらない方であっても、「一定の条件」に照らし、「手続」を経た結果、福祉用具を必要とする状態である方は、「例外的に」福祉用具サービスを利用できることがあります。
- なお、こうした条件については、福祉用具の各種目ごとに詳細に定められていますので、詳しくは福祉用具専門相談員（※）、ケアマネジメント担当者にご相談ください。

（※）福祉用具専門相談員

福祉用具貸与・販売利用の際、利用者の病状や障害の度合いを見極め、ニーズに合わせて選び方や使い方についてアドバイスを行うとともに、福祉用具の点検等を行える専門的な知識及び技術を有する者。

制度の流れ

